

大阪松原線の街路樹を守る会との協議等議事録（要旨）

建設局南部方面管理事務所長居公園事務所

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 27 日（木） 午後 2 時～午後 4 時
- 2 場 所 大阪市役所 地下 1 階 第 1 会議室
- 3 団体名 大阪松原線の街路樹を守る会
- 4 協議等の趣旨 大阪松原線における街路樹の安全対策事業についての協議
- 5 出席者
（団体側）
代表者 他 14 名
（本 市）
建設局（長居公園事務所） 2 名

6 議 事

（1） 工事施工前の連絡について（項目番号①）

（団体側）

- ・要望者へメール回答のみではなく、電話等の方法で連絡をいただきたかった。電話連絡等のやりとりなしで伐採した経過に対して局の者も長居公園事務所に注意しておくと言っていた。
- ・市会議員や町会長には事前に連絡説明して、反対する市民へはなぜ説明しなかったのか。議員と市民とで意見の重さに違いがあるのか。街路樹は近隣住民だけではなく市民のものであり、市民の声を聞いて説明して欲しいし、伐採についての明確な説明も連絡もなく伐採強行したことは市民蔑視。市民の思いを汲んで一緒に緑を増やして欲しい。大阪松原線の周囲には小学校、地域包括センター、老人ホーム、区役所などがあり、子供やお年寄り、車椅子の方までさまざまな人が行き来する場所。そこに木陰があるのとないのとは大違い。木がなくなるのが嫌だと思っている地域の住民がたくさんいる。それにも関わらずこういうやり方をされるのは、市民の声を聞かない強権政治だと感じてしまう。
- ・3 月 1 日の現地説明会で、長居公園事務所は十分な説明ができなかったため、次回までに根拠資料を用意し、再度説明するという話で決着していたにも関わらず、メールで回答を送りつけただけで、伐採工事を開始した経緯を教えてほしい。こんなことが起こり本当に驚いている。

（本市側）

- ・電話等の連絡をしなかったことを踏まえ、ご意見を真摯に受け止め、今後は着信確認の連絡を行うよ

うにします。

- ・工事再開に際し沿道に入る前に地域の代表へお知らせするため、その前段で市議にも説明しており、反対される方を含め市民一人ひとりにまでお知らせすることはしていません。
- ・回答書にも示しているとおり、3月1日に出された質問への回答を示すまで作業を保留することにしており、残りの作業工程を考慮し、作業を再開したものである。

(2) 団体代表への回答内容について(項目番号②)

(団体側)

- ・枝が伸びきっておらず、標識を遮断していない樹木まで何故、伐採するのか。
また、照明の光を遮る可能性を考慮するのに、夜間調査していないのは何故か。
- ・一本ごとの調査を求めたい。また、何故、一本ごとの調査結果がないのか。
- ・伐採判断の基準はあるのか。なければどのように判断するのか。木の枝葉が標識を隠す可能性があると言うが、どれくらいの年月が経つと隠れるのか。そもそも大阪市内の交差点のところの街路樹は全て切ることになるのではないか。
- ・現在の予算状況では4~5年に一回の強剪定しかできない、こまめな剪定はできないから伐採するということか。伐採と剪定の費用はいくらなのか。

職員の数も減らされ大変だと思うが、“地球沸騰化”と言われる時代で、気温は40度にも上る。特に子供にとってアスファルトの照り返しは本当に暑い。樹木伐採は環境破壊であり、人権破壊でもある。切る必要のない木を切ってほしくないのが地域住民の願いである。

反対派の意見は聞かなくていいというのはおかしい。反対派の意見も聞きながら進めていくというのが本来のあり方だと思う。

今回の団体協議では、市民側が樹木の現場写真などを用意しているが、本来、市側で用意すべきものではないか。丁寧にわかりやすく説明しようとする姿勢が欠けていると言わざるを得ない。

(本市側)

- ・標識や照明に枝が掛からないように努めるのが我々の責務であり、管理者として、事故等の危険性を排除し、市民の安全安心を確保する必要がある。
- ・事業を行う上で最終的な公文書としては、現地で一本ごとに調査した結果をもとにとりまとめた資料であり、情報提供もさせてもらっている。
- ・伐採の明確な基準、数値基準はないが、道路管理者の目視確認や知見判断により対象樹木を選定している。交差点付近などでは基準がある場合もある。
極端に言えば交差点の樹木は全て切るということになるが、それだけ交差点付近は道路交通の支障となることが多いことから、市民の安全安心を確保するための事業でもある。
- ・お金がないから撤去するというわけではなく、限られた予算で今までいろんなことをやってきた中で、大阪松原線のような道路は日常の維持管理では限界に来ているのかもしれない。

(3) 現地説明における要望及び質問の回答について(項目番号③)

(団体側)

- ・「乗り入れ近接」が理由で撤去される街路樹について、高木そのものが邪魔になるとの事だが、他

の支障にならない所に移植すればよいのではないか。乗り入れを作って建物の所有者に利益をもたらせておきながら、共有財産である街路樹を切るといのはいかがなものか。建築限界を守って剪定すれば切らなくていいと前任者は言っていた。

つらい立場は一定理解するが、地球沸騰化が進み環境破壊であり、樹木を減らしてほしくない。

- ・二度の現地説明で市民に丁寧に説明したというが、説明を受けた樹木は133本中の20本弱で不十分である。

(本市側)

- ・安全対策事業は、日常の維持管理では道路の安全性や快適性を維持できなくなった樹木を対象に撤去・更新を行うものであり、乗り入れに関しては見通し確保のため撤去対象としている。
- ・今回対象とした樹木に係る撤去理由については、現地で十分説明させていただいたものと理解しています。

(4) 現地調査の記録と樹木の伐採の判断について(項目番号④)

(団体側)

- ・現地調査の記録もなしに、どのようにとりまとめ資料を作成したのか。メモなども残っていないのか。そもそも現地調査をとりまとめた資料も用意せず、市民に丁寧な説明し納得を得るといえるのか、市側の真摯な姿勢が感じられない。
- ・伐採の基準はないのか、他都市の基準はどうなっていて、大阪市と他都市の相違点は何なのか。
- ・予算がないので剪定できないから伐採するということか

(本市側)

- ・市町村ごとに安全対策のとりくみや方針、それに伴う予算も相違するため、本市との明確な違いはお答えできないが、他都市の取り組みが研究課題であることは局にも働きかける。
- ・4～5年に1回の強剪定をしてきた結果、樹木に悪影響を及ぼしている。また、全ての樹木を個々の状況に応じて剪定し続けることは現実的ではなく、現状では道路交通の安全確保ができないものと判断し、撤去することにしている。
- ・安全対策＝樹木伐採ではない。むやみやたらに伐採しているわけではない。
大阪松原線をはじめ樹木伐採にはお金の問題もある。限られた予算内で維持管理する必要がある、そういう面では十分な管理ができていない現状もあるのかもしれない。

(5) 残っている3本の街路樹の伐採保留要望について(項目番号⑤)

(団体側)

- ・伐採基準も明確でなく到底納得できるものではない、伐採は保留すべき。
市民の税金で育ててきた樹木を勝手に伐採しないでほしい。

(本市側)

- ・この場での説明、回答書や現地で説明させていただいたとおりであり、市民の安全安心を確保する観点から、これ以上の遅延及び中止することはできないので、準備が整い次第、作業は再開させていただく。

(6) 植替えの樹木に高木を加える要望について(項目番号⑥)

(団体側)

- ・木の高さの基準はあるのか。

以前の懇談会において、低木ばかりではなく、高木に植え替えることも前任者は検討すると答弁したが、検討はされたのか。

- ・是非、今後も緑を残していただきたいと思う。
- ・約2時間経過しているが、説明を尽くしていないので、協議は継続するべきではないか。

(本市側)

- ・現状の植栽環境を踏まえると高木の植樹は困難であり、低木に植え替えることにしている。
- ・今後、将来的な事業運営のご要望としてのご意見を受け、長居公園事務所としては、局の事業担当部署へ報告をあげる。
- ・これまでにいただいた要望と同じ内容の質問の繰り返しになっており、これまでも十分説明は尽くしていると判断しており、協議の継続はしない。